

業務管理体制の届出に関するQ & A

平成27年3月

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

Q1： 当法人は岩見沢市に本社があり、岩見沢市と滝川市と札幌市に居宅介護事業所を設置しているが、届出書はどこに提出するのか。

A1： 道内のみ障害福祉サービス事業所等が所在する場合は、事業者（法人）の主たる事務所（本社又は法人本部）が所在する市町村を所管する総合振興局（振興局）に提出することになります。

事例の場合は、本社が岩見沢市なので、空知総合振興局に提出することになります。

なお、主たる事務所（本社又は法人本部）が札幌市に所在する場合は、すべての事業所等が札幌市内に所在する場合は札幌市に、それ以外は道庁保健福祉部福祉局施設運営指導課に提出することになります。

Q2： 当法人は複数の事業所を設置しているが、届出書は一つでよいか。

A2： 届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要がありますので、根拠条文により、それぞれ届出書を作成し、提出する必要があります。

根 拠 条 文	サービス等の種別
障害者総合支援法	第51条の2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労移行支援（養成施設）、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、共同生活援助、施設入所支援
	第51条の31 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援（計画相談支援）
児童福祉法	第21条の5の25 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	第24条の19の2 障害児入所支援（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）
	第24条の38 障害児相談支援

したがって、設置している事業所等のサービス等の根拠条文が全て同じならば一つで足りませんが、例えば、一つの事業者（法人）で生活介護、一般相談支援、児童発達支援、障害児入所支援、障害児相談支援を実施している場合は、それぞれ根拠条文が異なりますので、障害者総合支援法の届出書を2通、児童福祉法の届出書を3通、合計5通の提出が必要になります。

Q 3 : 当法人では、障害者支援施設を2施設、旧知的障害児施設から移行して、みなし指定を受けている福祉型障害児入所施設を1施設設置している。

福祉型障害児入所施設への移行に当たり、18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、障害者総合支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けたが、届出はどうなるのか。

A 3 : Q 2のとおり届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要がありますので、障害者支援施設の2施設と福祉型障害児入所施設の障害者総合支援法に基づく指定分を併せて1通、福祉型障害児入所施設分で1通、それぞれ届出書を作成し、提出することになります。

Q 4 : 当法人（法人本部の所在地は帯広市）では、①指定障害福祉サービス事業等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・障害者支援施設（日中活動として、生活介護・就労継続支援B型））、②指定一般相談支援・指定特定相談支援、③指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）、⑤指定障害児相談支援（事業所は釧路市内にのみ2か所設置）を実施しているが、届出はどのようにしたらよいか。

A 4 : ①、②に関しては、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の届出になりますので、①及び②それぞれで障害者総合支援法の届出書と添付書類を作成の上、事例の場合は、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出してください。（2通の提出が必要）

③、④、⑤に関しては、児童福祉法に基づく業務管理体制の届出になりますので、③、④及び⑤それぞれで児童福祉法の届出書と添付書類を作成し、事例の場合は、③及び④については、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出（2通必要）することになりますが、⑤については、指定障害児相談支援事業所を釧路市内にのみ2か所設置しているの、釧路市に届け出ることになります。（⑤について、釧路市以外の道内の市町村にも指定障害児相談支援事業所を設置している場合は、法人本部の所在市町村を所管している十勝総合振興局に提出することになります。）

Q 5 : 法令遵守責任者について、どのような者を選任すればよいか。

A 5 : 法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。事業者（法人）として、1名選任する必要があります。（事業所単位で選任するものではありません。）

法令遵守責任者については、何らかの資格が求められているものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（又は児童福祉法）及び法に基づく命令の内容に精通した者を想定しています。

また、代表取締役、法人理事長、施設長又は管理者等である必要はありませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者という役割を担うものであるため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者を選任することが望ましく、さらに、複数の事業所

等を運営している事業者（法人）にあつては、全事業所等の法令遵守について確認できる立場である必要があります。

Q 6 : Q 4 について、届出書を 5 通作成することになるが、法令遵守責任者は同一の者を選任してもよいか。又は別々の者を配置すべきか。

A 6 : 法令遵守責任者を定める場合の考え方は Q 5 のとおりです。
各根拠条文とも同一の者を充てても、別々の者を充てても差し支えありませんので、法令遵守を徹底することができる体制整備について、各事業者（法人）で検討の上、適切な者を選任してください。

Q 7 : 法令遵守責任者の役割は何か。

A 7 : 法令遵守責任者は、Q 5 のとおり事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかると責任者になります。
規定上、法令遵守責任者は、配置後、これをしなければならない、というものはありませんが、事業者（法人）内の法令遵守（障害者総合支援法、児童福祉法はもとより、事業の実施に必要な関係法令等）を徹底するための取り組みを、法令遵守責任者を中心に実施していただくこととなります。

Q 8 : 事業所等の数え方はどうなるのか。また、介護保険の訪問介護の指定を受けているが一緒に数えるのか。

A 8 : 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに 1 事業所等と数えます。
したがって、事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。（例：同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2 つとなります。）
なお、指定（許可）を受けている介護保険の事業所等、地域生活支援事業（移動支援等）の事業所や基準該当事業所等については、数に含まれません。
また、従たる事業所や出張所についても、数に含まれません。（本体事業所（主たる事業所）と合わせて一つの事業所として数えます。）

Q 9 : 当法人では、障害者支援施設を 7 施設設置しており、日中活動で生活介護と自立訓練（生活訓練）を実施しているのが 3 施設、生活介護と就労移行支援を実施しているのが 1 施設、生活介護と就労継続支援 B 型を実施しているのが 3 施設である。
この場合の事業所の数え方はどうなるのか。

A 9 : 事業所等の数え方は、Q 8 のとおりであります。障害者支援施設については、日中活動（施設障害福祉サービス）を複数実施していても、一つの障害者支援施設（サービス種類：施設入所支援）として数えます。事例の場合は 7 事業所となります。

Q10： 事業所等の数が20以上になると、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備し、当該規程の概要を届出書に添付しなければならない。

当法人では、①指定障害福祉サービス事業等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・障害者支援施設(日中活動として、生活介護・就労継続支援B型))を15事業所・施設、②指定一般相談支援・指定特定相談支援を6事業所、③指定通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)を18事業所、④指定障害児入所支援(福祉型障害児入所施設)を3施設、⑤指定障害児相談支援を6事業所設置しているが、どうなるのか。

A10： 全体の事業所・施設の数、48事業所(①15+②6+③18+④3+⑤6=48)になるが、根拠条文ごとに数えるため、①から⑤まで、それぞれ20未満の事業者として届出を行うこととなります。

したがって、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要の添付は要しません。

ただし、事業所等の数が20未満の事業者であっても、当該規程の整備を妨げるものではないので、必要な体制を整備するよう留意してください。

Q11： 届出書の具体的な記入の仕方がわからない。

A11： 別添記入例を参考にしてください。

Q12： 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えることとなっており、「同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2つとなります。」と例示されているが、みなし指定でも数えるのか。

A12： 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに1事業所等と数えるので、「みなし指定」された事業所も1事業所として数えます。

居宅介護事業所の指定を受けている場合は、障害者総合支援法施行規則第34条の7第2項の規定に基づき、重度訪問介護に係る指定を受けたものとされます。

したがって、「居宅介護事業所の指定申請の際に重度訪問介護事業所の指定を辞退した場合」又は「居宅介護事業所の指定を受けた後に、重度訪問介護事業所の廃止を届け出た場合」のいずれかでなければ、「居宅介護事業所」と「重度訪問介護事業所」の両方の指定を受けていることとなりますので、業務管理体制の整備の事項の届出の際に注意してください。

【参考】

障害者総合支援法施行規則第34条の7第2項

居宅介護に係る法第二十九条第一項 に規定する指定障害福祉サービス(以下この項において「指定居宅介護」という。)の事業を行う事業所であつて重度訪問介護に係る法第四十三条第一項 の都道府県の条例で定める基準及び同条第二項 の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項 の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

Q13： 当法人では、指定多機能型事業所として、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスを同一敷地内で実施している。事業所の数え方はどうなるのか。また、届出書はどうなるのか。

A13： 事業所等の数え方は、Q8及びQ10のとおりであります。

したがって、事例の場合は、障害者総合支援法第51条の2関係で3事業所、児童福祉法第21条の5の25関係で2事業所と数えます。

また、届出書も障害者総合支援法第51条の2関係で1通、児童福祉法第21条の5の25関係で1通、それぞれ必要です。

Q14： 当法人は、石狩市に本社があったが、帯広市に本社が移転することとなった。こういう場合の手続はどうなるのか。

A14： 主たる事務所（本社及び法人本部）が道内の他総合振興局（振興局）管内に移転した場合、変更後の総合振興局（振興局）に、変更届（障害者総合支援法の場合：別記第6号様式（第8条関係）、児童福祉法の場合：別記第6号（第9条関係））の提出が必要となります。

なお、当該届出を受理した変更後の総合振興局（振興局）から、新たな事業者（法人）番号が付番され通知されることとなります。